

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成25年9月17日

【事業年度】 第15期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

【会社名】 株式会社メディカルシステムネットワーク

【英訳名】 MEDICAL SYSTEM NETWORK Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田 尻 稲 雄

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北十条西二十四丁目3番地

【電話番号】 011(612)1069(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 平 島 英 治

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北十条西二十四丁目3番地

【電話番号】 011(612)1069(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 平 島 英 治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月26日に提出いたしました第15期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況等

###### (1) コーポレート・ガバナンスの状況

###### 内部監査及び監査役監査

###### 社外取締役及び社外監査役

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況等

###### (1) コーポレート・ガバナンスの状況

#### 訂正前

##### 内部監査及び監査役監査

内部監査に関しては、内部監査室4名が担当しております。内部監査室長を責任者とし、各事業年度開始に先立って内部監査基本計画を立案し、代表取締役社長の承認を得るとともに、決定された基本計画に基づき、内部監査実施計画（被監査部門・監査の実施期間・監査項目・監査員等）を立案し、同実施計画に基づき実施しております。

監査役監査に関しては、社外監査役2名を含む監査役4名が定時及び臨時の取締役会への出席や、取締役、内部監査室等からその職務執行状況の聴取等を行うことにより、取締役の職務遂行や内部統制の状況について監査しております。更に、定時監査役会を月に1回開催するほか、必要に応じ臨時監査役会を開催し監査方針等の策定を行うとともに、会計監査人、内部監査室と連携を保持し情報共有を図ることで、相互補完し、各々の監査の質の向上と効率化に努めております。なお、被監査部門に対しては、改善事項の指導を行い、被監査部門は改善状況を報告し、業務の改善を行うことで、監査の実効性を高めております。

##### 社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。社外監査役の四十物実氏は非常勤監査役であり、経営者としての長年の経験と豊富な知見から取締役会の職務遂行を監視しております。また、同氏はANAビジネスソリューション株式会社代表取締役会長を兼務しておりますが、過去及び現在における当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、当社との人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の米屋佳史氏は非常勤監査役であり、企業法務に精通した弁護士としての専門的見地から監査を行っております。同氏は米屋・林法律事務所所長を兼務しておりますが、過去及び現在

における当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係はありません。また、株式会社日本レーベン及び株式会社ファーマホールディングの監査役を兼務しておりますが、両社は当社の連結子会社であり、当社グループを有効に監査しております。なお、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。

当社ではこのような独立性の高い社外監査役を選任し、経営に対する透明性の確保と監視機能の強化に努めております。

また、当社は社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

社外監査役をサポートは総務部が担当し、必要な連絡等を行っております。取締役会の年間スケジュールに沿った運営を心掛け、社外監査役の欠席がないように工夫するとともに、会議の議題や資料の配布を事前に行うなど、円滑な業務遂行のためのサポートを行っております。

当社は、現在監査役4名中2名が社外監査役であり、独立性の高い客観的・中立的な監視により、社外役員による経営の監視機能は十分に機能する体制が整っているものと判断しており、社外取締役は選任していません。

なお、当社では社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるか否かを参考にしております。

## 訂正後

### 内部監査及び監査役監査

内部監査に関しては、内部監査室4名が担当しております。内部監査室長を責任者とし、各事業年度開始に先立って内部監査基本計画を立案し、代表取締役社長の承認を得るとともに、決定された基本計画に基づき、内部監査実施計画（被監査部門・監査の実施期間・監査項目・監査員等）を立案し、同実施計画に基づき実施しております。

監査役監査に関しては、社外監査役2名を含む監査役4名が定時及び臨時の取締役会への出席や、取締役、内部監査室等からその職務執行状況の聴取等を行うことにより、取締役の職務遂行や内部統制の状況について監査しております。更に、定時監査役会を月に1回開催するほか、必要に応じ臨時監査役会を開催し監査方針等の策定を行うとともに、会計監査人、内部監査室と連携を保持し情報共有を図ることで、相互補完し、各々の監査の質の向上と効率化に努めております。内部監査室と監査役は、監査計画や監査結果の報告を双方で行い、意思疎通と情報交換を定期的実施し監査活動の効率的な推進を図っております。監査役と会計監査人は監査法人の監査実施状況を確認・検証し、定期的に意見交換を実施しております。

内部監査室、監査役、会計監査人と内部統制部門は、定期的に監査計画や監査結果等に関する情報交換を実施し、緊密な連携を保っております。

なお、被監査部門に対しては、改善事項の指導を行い、被監査部門は改善状況を報告し、業務の改善を行うことで、監査の実効性を高めております。

### 社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。社外監査役の四十物実氏は非常勤監査役であり、経営者としての長年の経験と豊富な知見から取締役会の職務遂行を監視しております。また、同氏はANA

ビジネスソリューション株式会社代表取締役会長を兼務しております。当社株式を1,000株所有しておりますが、過去及び現在における当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、当社との人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の米屋佳史氏は非常勤監査役であり、企業法務に精通した弁護士としての専門的見地から監査を行っております。同氏は米屋・林法律事務所所長を兼務しておりますが、過去及び現在における当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係はありません。また、株式会社日本レーベン及び株式会社ファーマホールディングの監査役を兼務しておりますが、両社は当社の連結子会社であり、当社グループを有効に監査しております。なお、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。

当社ではこのような独立性の高い社外監査役を選任し、経営に対する透明性の確保と監視機能の強化に努めております。

また、当社は社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

社外監査役は常勤監査役と常に連携を取り内部監査室、会計監査人、内部統制部門からの報告内容を含め、経営の監視・監督に必要な情報を共有し、取締役会等への出席を通じて決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

社外監査役はその監督又は監査の実効性を確保するため、また内部監査室、監査役、会計監査人は、各監査における監査実施上のリスクや被監査先の情報の把握のため、内部統制部門と適宜意見交換を実施し、関連資料、関連情報の入手を行っております。

社外監査役のサポートは総務部が担当し、必要な連絡等を行っております。取締役会の年間スケジュールに沿った運営を心掛け、社外監査役の欠席がないように工夫するとともに、会議の議題や資料の配布を事前に行うなど、円滑な業務遂行のためのサポートを行っております。

当社は、現在監査役4名中2名が社外監査役であり、独立性の高い客観的・中立的な監視により、社外役員による経営の監視機能は十分に機能する体制が整っているものと判断しており、社外取締役は選任していません。

なお、当社では社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるか否かを参考にしております。